

報 告
令和5年12月14日
保 健 福 祉 局
地 域 福 祉 推 進 課

(次期)「北九州市ホームレス自立支援実施計画」(素案)の策定 及び市民意見の募集について

1 経緯

平成16年度から自立の意思がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされた者に対し、地域において健康で文化的な安定した生活を送ることを支援するため、ホームレスの人権に配慮し、かつ地域の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じる「北九州市ホームレス自立支援実施計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進することで、ホームレスに関する諸問題の解決を図ってきた。

令和元年度に策定した「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第4次)」が、令和5年度で終了することから、北九州市ホームレス自立支援協議会等の意見を踏まえ、これに続く新たな計画を策定することとしている。

新たな計画(第5次)について市民や事業者から意見を聴取するため、パブリックコメントを実施するもの。【別紙1】

2 計画の位置づけ

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、国の新たな基本方針及び「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第5次)」に即して、北九州市におけるホームレスに関する諸問題の解決を図る施策を実施するための計画とする。

また、この計画は、本市の基本構想・基本計画である「北九州市新ビジョン」に基づく分野別計画として位置づけられ、本計画の推進にあたっては、北九州市地域福祉計画などの各分野別計画と相互に連携を図り、各施策を推進する。

3 計画期間

令和6 (2024)年度から 令和10(2028)年度まで(5年間)

4 今後のスケジュールについて(予定)

令和5年12月14日 常任委員会に素案、市民意見の募集の報告

令和5年12月20日から令和6年1月19日

市民意見募集(1ヶ月間)

令和6年 2月 常任委員会でパブリックコメント結果、最終案を報告

3月 「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第5次)」策定

「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第5次)」に対する 市民の皆様の意見を募集します。

令和元年度に策定した「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第4次)」が、令和5年度で終了することから、これに続く新たな計画を策定しましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

※いただいたご意見についての、個別の回答は致しかねます。あらかじめご了承下さい。

意見募集要領

1 意見募集期間 令和5年12月20日(水)から令和6年1月19日(金)

- 2 「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第5次)」についての閲覧・配布場所
- ・保健福祉局地域福祉推進課(市役所9階)
 - ・広報室広聴課(市役所1階)
 - ・各区役所総務企画課
 - ・各出張所
 - ・北九州市ホームページ <https://www.city.kitakyushu.lg.jp>



3 意見提出方法

住所、氏名、意見をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1)電子メール ho-chiikifukushi@city.kitakyushu.lg.jp
- (2)郵送 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所9階
北九州市保健福祉局地域福祉推進課
- (3)ファックス 093-582-2095 保健福祉局地域福祉推進課
- (4)指定場所への持参
 - ・保健福祉局地域福祉推進課(市役所9階)
 - ・広報室広聴課(市役所1階)
 - ・各区役所総務企画課

4 意見提出方法 様式は自由です。※別添の参考様式を使用しても可

5 問い合わせ先

北九州市保健福祉局地域福祉推進課(いのちをつなぐネットワーク係)

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所9階

TEL093-582-2060 FAX 093-582-2095

電子メールアドレス ho-chiikifukushi@city.kitakyushu.lg.jp

「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第5次)(素案)」 についての意見提出用紙

- この様式は「参考」ですが、このままつかっていただいても構いません。(用紙が不足する場合、様式は問いませんので、ご自分でご用意ください。)
- 住所、氏名をお書きください。
- 日本語でお書きください。
- いただいたご意見は、住所、氏名を除き公表することがあります。
- いただいたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

◆ご意見

◆住所(所在地)

◆氏名(団体、法人名)

◆年齢(どれかひとつの○)

10歳未満・10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上

「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第5次)」(素案)について

I 計画について

(1) 計画の位置付け

・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、国「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」及び「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第5次)」に即して定めるもの。

(2) 計画期間 令和6(2024)年度～令和10(2028)年度(5年間)

2 ホームレスの現状等

(1) ホームレスの数

・平成16年9月のホームレス自立支援センター北九州(以下、「自立支援センター」という。)設置以来、平成16年7月の434人をピークとしてホームレス数は減少を続けている。リーマンショック後に一旦増加したものの再度減少を続け、平成28年以降60人台となっており、令和5年3月末現在、59人のホームレスが確認されている。

(2) ホームレスの年齢、路上生活の期間、自立への意欲等(令和4年度)

- ・平均年齢:65.8歳
- ・ホームレス経験が長期(5年以上)の者の割合:36%
- ・自立支援センター退所者のうち知的障害、精神疾患のある人の割合:27%
- ・就労意欲のある者(仕事をして自立したい者)の割合:79%
- ・新規相談者のうち路上生活者以外の不安定居住者(ニアホームレス)の割合:71%



(3) 今後の見通し

・ホームレス数は、自立支援センターの支援施策などにより、年々減少し、近年は落ち着きを見せている。景気や雇用状況が大幅に悪化することがなければ、この傾向は大きく変化することはないと思込まれるが、今後も物価高騰などの影響を注視する必要がある。

3 実施計画(第4次)のまとめ

(1) 全体

・計画に基づく施策の実施等により、ホームレス数は計画期間中毎年減少、一定の成果をあげている。

・ホームレス数の減少に伴い、公園などにおける目立ったトラブルや強制退去の事例はない。公共施設の適正な利用は概ね確保された状態にある。

(2) 主な実績

(H30～R4年度)

- ・自立支援センター入所者数
(計254人)
- ・技能講習事業受講者数
(延べ307人)
- ・就労者数(計151人)
- ・退所者相談件数
(延べ8,352件)
- ・市民団体、地域団体等が参加するホームレス自立支援推進協議会を定期的に開催

(3) 分析と課題

- ・ホームレス数は自立支援施策により、年々減少。
- ・ネットカフェや知人宅等で生活する若年層の不安定居住者等に対する新たな支援手法が求められている。
- ・自立支援センター建物の老朽化等により、居住環境が相対的に低下しており、特に若年層の入居拒否の要因となっている。

4 第5次計画の内容

基本目標

ホームレスの多様な状況に応じた自立支援施策を推進する。

ホームレスの自立を、地域や他機関と連携して支援する。

ホームレスの支援を通じて、公共施設の適正な利用を確保する。

基本的方向性

- ・ホームレス支援の基本的方向性は、これまでの実施計画(第1次～第4次)を継承。
- ・自立支援センターの老朽化や若年の不安定居住者への新たな支援手法の必要性等を踏まえ、第5次計画期間中に、借り上げ民間住宅の活用など、新たな支援手法への見直しを検討する。

個別施策

【自立支援センターを中心としたホームレス自立支援施策の実施】

・「自立支援センター」を活用し、生活相談や就労支援などホームレス自立支援施策を着実に実施する。

【巡回相談の実施】

・ホームレスの起居する場所等を巡回し、直接面接して、生活相談・健康相談等を行うとともに、社会生活への復帰意欲を喚起し、自立支援策につなげる。

【退所者に対するアフターケアの実施】

・退所者の再路上化を防ぐため、地域や多機関との連携を図りながら、アフターケアや職業相談事業を積極的に行う。

【生活の安定に向けた包括的支援の着実な実施と重層的支援体制整備事業との連携】

・平成27年4月に、生活困窮者自立支援法が施行されたことから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含めて、早期かつ包括的な支援を着実に推進し、重層的支援体制整備事業との連携を図る。

【居住支援法人や北九州市居住支援協議会との連携】

・安定した居住を確保するための入居支援等に際し、居住支援法人や北九州市居住支援協議会との連携を図る。

II 地域で取り組むホームレス自立支援

- 1 生活の安定に向けた包括的支援の着実な実施と重層的支援体制整備事業との連携
- 2 関係団体との連携による安定した居住場所の確保
- 3 ホームレス問題への理解促進と人権の尊重、市民や関係団体との連携
- 4 ホームレス支援を通じた公共施設の適正な利用の確保

(案)

**北九州市ホームレス自立支援実施計画
(第5次)**

北九州市

目 次

第1 総 論	
1 北九州市ホームレス自立支援実施計画について ······	1
(1)計画の目的	
(2)計画の位置付け	
(3)計画の期間	
2 ホームレスの現状等 ······	2
(1)ホームレスの数	
(2)年齢等のホームレスの属性	
(3)今後の見通し	
3 実施計画(第4次)のまとめ ······	3
(1)全体	
(2)主な実績	
4 基本目標と個別施策 ······	5
(1)基本目標	
(2)基本的方向性	
(3)個別施策	
○ 図 表 ······	7
第2 個別施策 ······	11
I 自立支援センターを中心として自立支援施策と巡回相談の実施 ······	11
1 自立支援センターを中心とした自立支援施策の実施 ······	11
2 巡回相談の実施 ······	13
3 退所者に対するアフターケアの実施 ······	14
4 保健及び医療の確保 ······	14
5 生活保護法による保護の実施等 ······	15
6 その他必要な事項 ······	16
II 地域で取り組むホームレス自立支援 ······	17
1 生活の安定に向けた包括的支援の着実な実施と 重層的支援体制整備事業との連携 ······	17
2 関係団体との連携による安定した居住場所の確保 ······	18
3 ホームレス問題への理解促進と人権の尊重、市民や関係団体との連携 ······	19
4 公共施設の適正な利用の確保 ······	19
第3 ホームレス自立支援施策の推進体制 ······	21

北九州市ホームレス自立支援実施計画(第5次)

第1 総 論

1 北九州市ホームレス自立支援実施計画について

(1)計画の目的

北九州市では、平成16年度から、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者に対し、地域において健康で文化的な安定した生活を送ることを支援するため、ホームレスの人権に配慮し、かつ地域の理解と協力を得つつ必要な施策を講じる「北九州市ホームレス自立支援実施計画(以下「実施計画」という。)」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進することで、ホームレスに関する諸問題の解決を図ってきた。

これらの取組みの結果、ホームレス数は大幅に減少し、その多くが就労自立するなど、大きな成果があがっている。

平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期な支援を実施することを目的とする「生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。)」が施行され、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含めて広く対象とされた。

また、平成29年8月が法期限であった「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号。以下「ホームレス自立支援法」という。)」が、同月、10年間延長された。令和5年7月には、平成30年7月に策定された基本方針の期間が満了することに伴い、国の新しい基本方針「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(令和5年7月31日告示)」が策定された。

本計画は、これまでの実施計画とその成果を踏まえ、これまでの取組みを基本的に継続しつつ、地域の理解と協力を得ながら、更にきめ細かくかつ着実に施策を推進することにより、ホームレスに関する諸問題の解決を図ることを目的とする。

(2)計画の位置付け

「ホームレス自立支援法」に基づき、国の新たな基本方針及び「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第5次)」に即して、北九州市におけるホームレスに関する諸問題の解決を図る施策を実施するための計画とする。

また、「実施計画」(第5次)は、本市の基本構想・基本計画である「北九州市新ビジョン」に基づく分野別の計画として位置づけられ、本計画の推進にあたっては、北九州市地域福祉計画などの各分野別計画と相互に連携を図り、各施策を推進する。

(3)計画の期間

令和6(2024)年度から 令和10 (2028)年度まで(5年間)
(ただし、この期間中にホームレス自立支援法が失効した場合は、同法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。)

2 ホームレスの現状等

(1)ホームレスの数

平成11年10月に本市が実施したホームレス数の概数調査では166人のホームレスが確認され、平成16年7月の調査では434人まで増加した。

その後、平成16年9月のホームレス自立支援センター北九州(以下、「自立支援センター」という。)設置以来、ホームレス数は減少を続け、平成20年9月にはピーク時(平成16年7月)の3分の1程度の152人にまで減少した。

リーマンショック後に一旦増加したものの、再度減少を続け、平成23年から平成26年は100人前後で推移し、その後、令和元年以降、50人台となっており、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の流行下においても大きな変化は見られず、令和5年3月末現在、59人のホームレスが確認されている(7ページA図)。

なお、平成30年度から令和4年度までの間に、巡回相談による自立者及び自立支援センター退所者の自立者を合わせて、延べ322人のホームレスが自立している(7ページB図)。

(2)年齢等のホームレスの属性

ホームレスの年齢は60歳以上の者が約76%であり、平均年齢は65.8歳となっている。平成25年度では、60歳以上は約56%、平均年齢は56.7歳であり、この10年間で高齢化が進んできている。

一方で、巡回相談における新規相談者の属性を見ると、令和4年度新規相談者86人のうち、現に路上生活を送っているものは23人にとどまり、路上とネットカフェや知

人宅等の屋根のある場所との行き来を行っている不安定居住者が 61 人と約7割を占めている。この層には、20代や30代の若年層も多く、ホームレスが高齢化する一方で、若年の不安定居住者が増加するという2極化の現象が見られている。(9ページ H 図)

また、ホームレス経験が長期(5年以上)の者の割合は36%であり(8ページ C 図)、自立支援センター退所者の知的障害や精神疾患のある人の割合は 27%となっている(8ページ D 図)。

就労意欲のある者(仕事をして自立したい者)の割合は 79%であり(9ページ E 図)、自立支援センター利用者の就労率については 36%である。

(3)今後の見通し

ホームレス数は、自立支援センターでの支援施策などにより、年々減少し、近年は落ち着きを見せている。物価高騰などの影響を注視する必要があるが、今後、景気や雇用状況が大幅に悪化することがなければ、この傾向が大きく変化することはないと考えられる。

また、ホームレスが長期化・高齢化する一方で、ネットカフェや知人宅等で生活する若年層の不安定居住者も一定数存在しており、ホームレス問題が多様化している状況が続くと見込まれる。

3 実施計画(第4次)のまとめ

実施計画(第4次)の期間:令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで(5年間)

(1)全体

実施計画(第4次)は、次の3項目を基本目標とした。

- ホームレスの自立を地域と連携して支援する。
- ホームレス問題を解決し、公共施設の適正な利用を確保する。
- ホームレスの個々の状況に応じた自立支援施策を推進する。

実施計画(第4次)に基づく施策の実施により、ホームレス数は計画期間中毎年減少しており、一定の成果をあげている。

これまで、市民・地域団体・NPO等の民間団体の理解と協力、参加を得て、施策

を推進してきた。

引き続き、公民の連携に努め、地域社会全体の取組みを深める必要がある。

また、ホームレス数の減少に伴い、公園などにおける目立ったトラブルはなく、強制退去の事例もない。公共施設の適正な利用は概ね確保された状態にある。

(2) 主な実績（数値については平成30年4月～令和5年3月までの集計）

ア 自立支援センターと巡回相談

自立支援センターをホームレス対策の中心的施策として活用し、ホームレスの就労による自立を支援した。

- ・自立支援センター入所者数(計 254 人)
- ・技能講習事業受講者数(延べ 307 人)
- ・就労者数(計 151 人)

ホームレスやホームレスとなるおそれがある者からの相談を受け付ける窓口を自立支援センター内に設置し、生活全般、多重債務等についても相談に応じた。

- ・相談者数(延べ 227 人)

巡回相談指導として、ホームレスの起居する場所を巡回し、これらの者に直接面接して、生活相談・健康相談を行った。また、自立支援センターへの入所案内、帰郷のための援助、各種社会福祉施設への入所案内等必要な助言を行った。

- ・路上からの自立(計 94 人)※自立支援センター入所者除く

退所者に対するアフターケアを行った。

- ・退所者相談 全退所者(270 人)を対象に相談件数(延べ 8,352 件)

さらに、令和4年から5年にかけての年末年始には、行き場をなくした方を9人受け入れるなど、生活困窮者の最後の避難場所となる緊急シェルターとして機能した。

- ・緊急受入者 令和4年度72人。

イ 地域で取り組むホームレス自立支援

市民団体、地域団体、NPO等が参加するホームレス自立支援推進協議会を設置し、定期的に開催することで、関係を構築し、地域における困窮状態に陥っている方に対する早い情報提供など、地域との連携を行った。

また偏見や差別意識を解消し、人権意識の普及高揚を図るため、人権啓発冊子等でホームレス問題を取り上げ、啓発した。

(3) 主な課題

ア 若年の不安定居住者へのアプローチ

近年、路上とネットカフェや知人宅等の屋根のある場所との行き来を行っている居住不安定者からの相談が増加しているが、自立支援センターの入居に至らない者の割合が増えており、新たな支援手法を模索する必要がある。

イ 自立支援センターの老朽化

自立支援センターの建物は築約 60 年を迎え、老朽化が進んでいる。特に低価格のネットカフェなどの増加により、居住環境の魅力が相対的に大きく低下しており、特に若年層の入居拒否の要因となっていると思われる。

以上、現状と実施計画(第4次)の成果などを踏まえ、本計画(第5次)を策定する。

4 基本目標と個別施策

(1) 基本目標

本計画は、次の3項目を基本目標とする。

- ホームレスの多様な状況に応じた自立支援施策を推進する。
- ホームレスの自立を、地域や多機関と連携して支援する。
- ホームレス支援を通じて、公共施設の適正な利用を確保する。

(2) 基本的方向性

ホームレス支援の基本的方向性については、これまでの実施計画(第 1 次～第 4 次)を継承するものとする。

一方で、自立支援センターの老朽化や若年の不安定居住者への新たな支援手法の必要性といった課題を踏まえ、第 5 次計画期間中に、借り上げ民間住宅の活用など、新たな支援手法への見直しを検討する。見直しに当たっては、行財政改革の視点も踏まえ、検討を進めるものとする。

(3)個別施策

個別施策については、基本的にこれまでの実施計画(第1次～第4次)を継承するとともに、第5次計画において以下の5点を主な内容とし、新たな課題に取り組む。

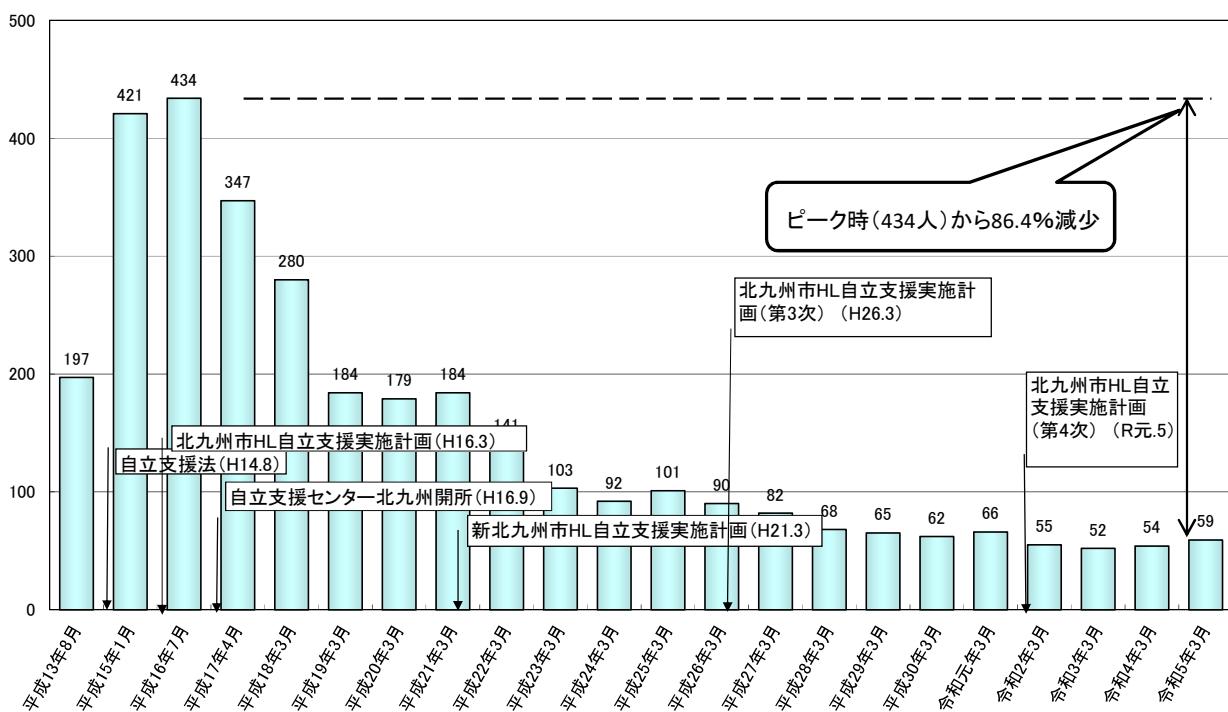
- ① 中心的施策として、「自立支援センター」を活用し、生活相談や就労支援など、自立支援プランに基づいた包括的なホームレス自立支援策を着実に実施する。
- ② ホームレスの起居する場所等を巡回し、直接面接して、生活相談・健康相談等を行うとともに、社会生活への復帰意欲を喚起し、自立支援センター入所などの自立支援策につなげる。
- ③ 退所者の再路上化を防ぐため、地域との連携を図りながら、アフターケアや職業相談事業を積極的に行う。
- ④ 平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含めて、早期かつ包括的な支援を着実に推進する。また、令和5年度から移行準備事業が実施される重層的支援体制整備事業との連携を図る。
- ⑤ 安定した居住を確保するための入居支援等に際しては、居住支援法人や北九州市居住支援協議会との連携を図る。

今後も、本市のホームレスの状況や国の動向を注視しながら、施策の評価を行い、それらを踏まえ、効果的に事業を実施するとともに次期実施計画を策定する際に適切に反映させる。

A 図

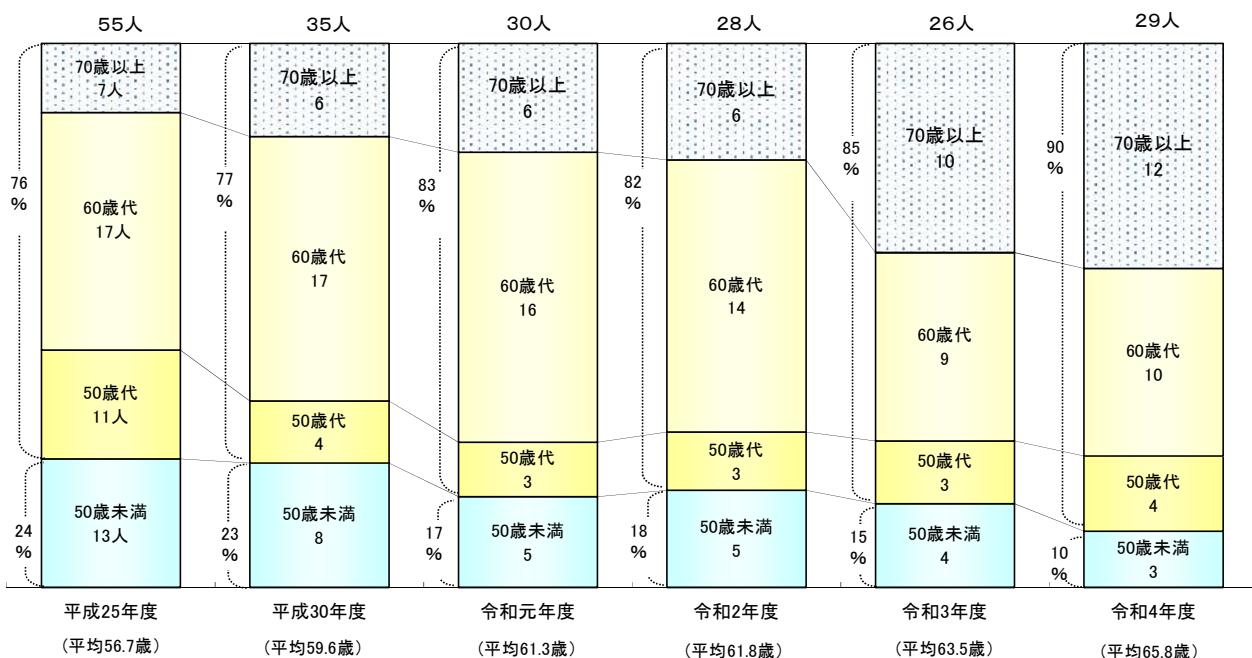
単位:人

北九州市内のホームレス数 推移



B 図

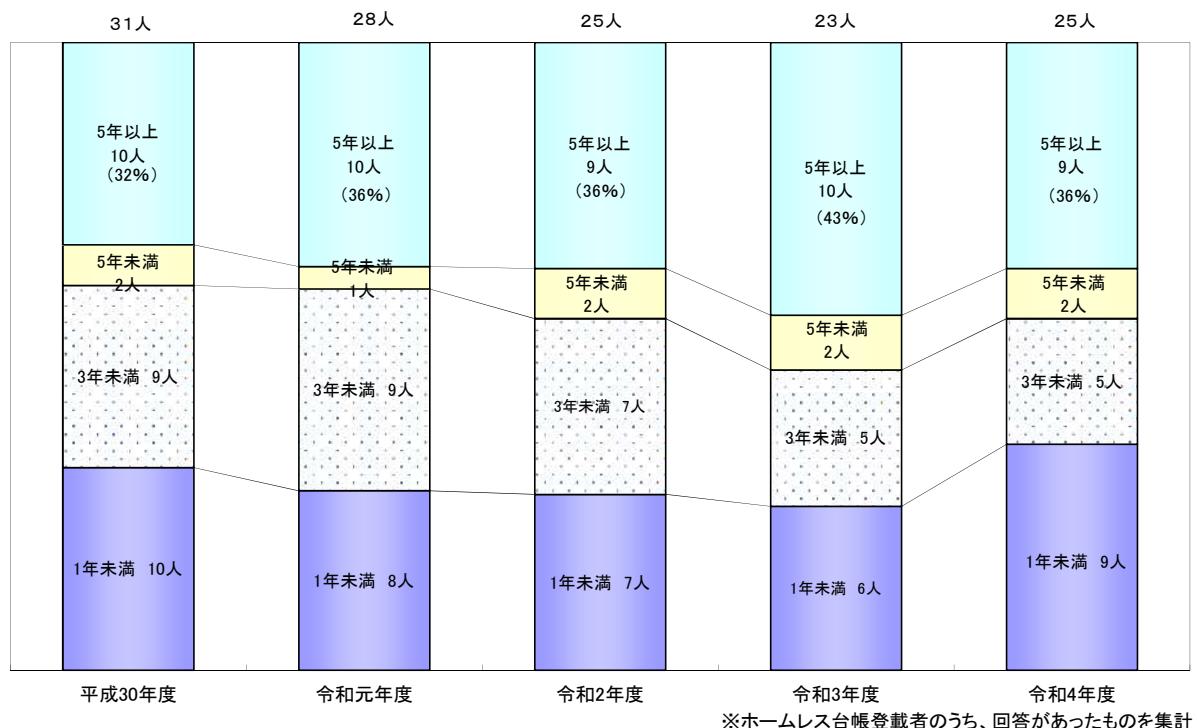
ホームレス年齢構成の推移



※面接聴取修了者の回答による。

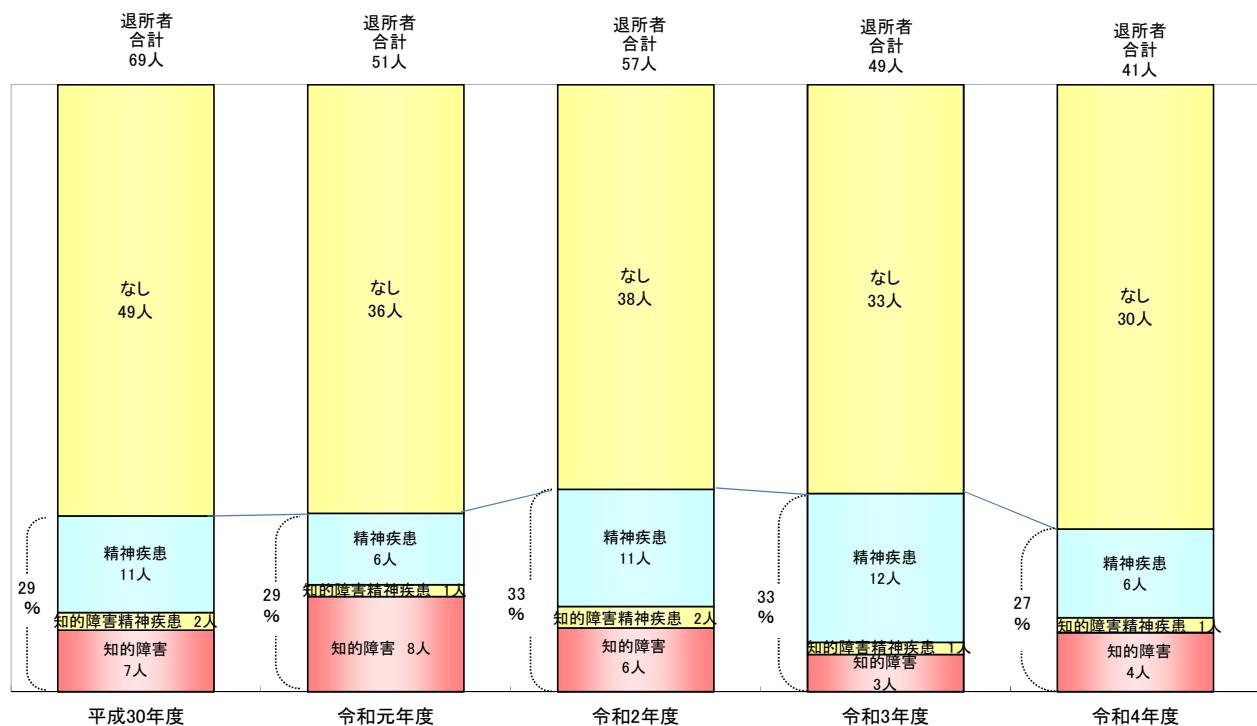
ホームレス経験期間の推移(長期化)

C 図

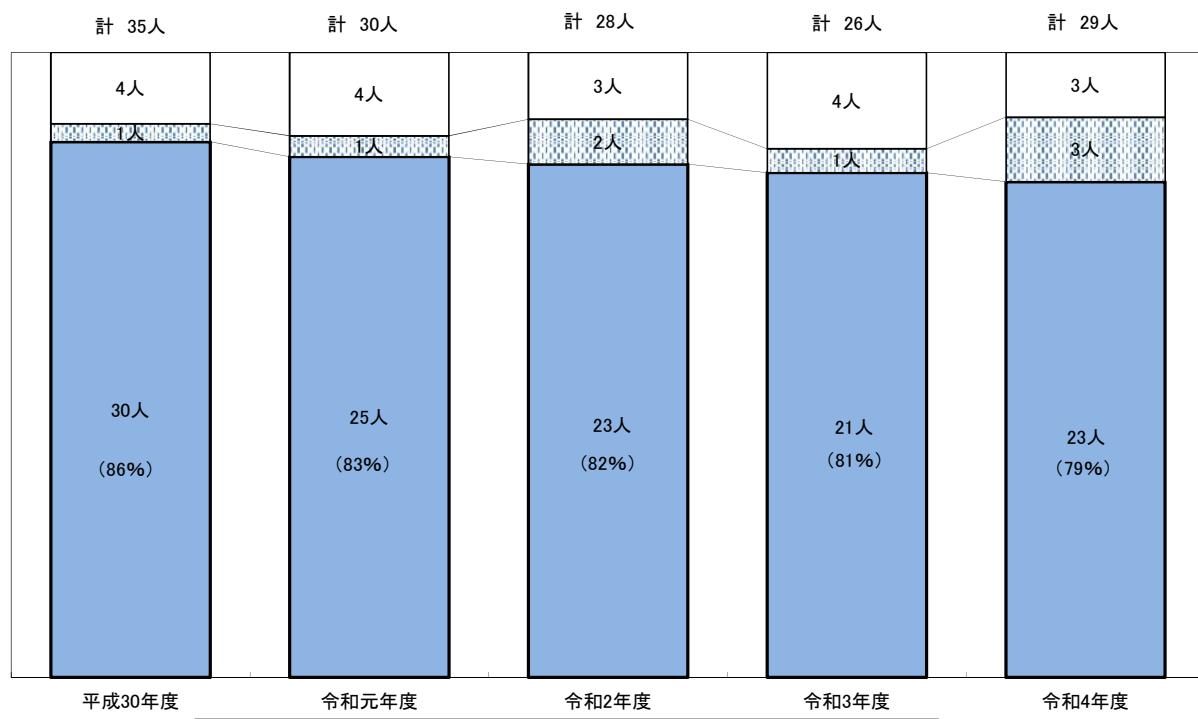


自立支援センター 退所者の知的障害等の状況

D 図



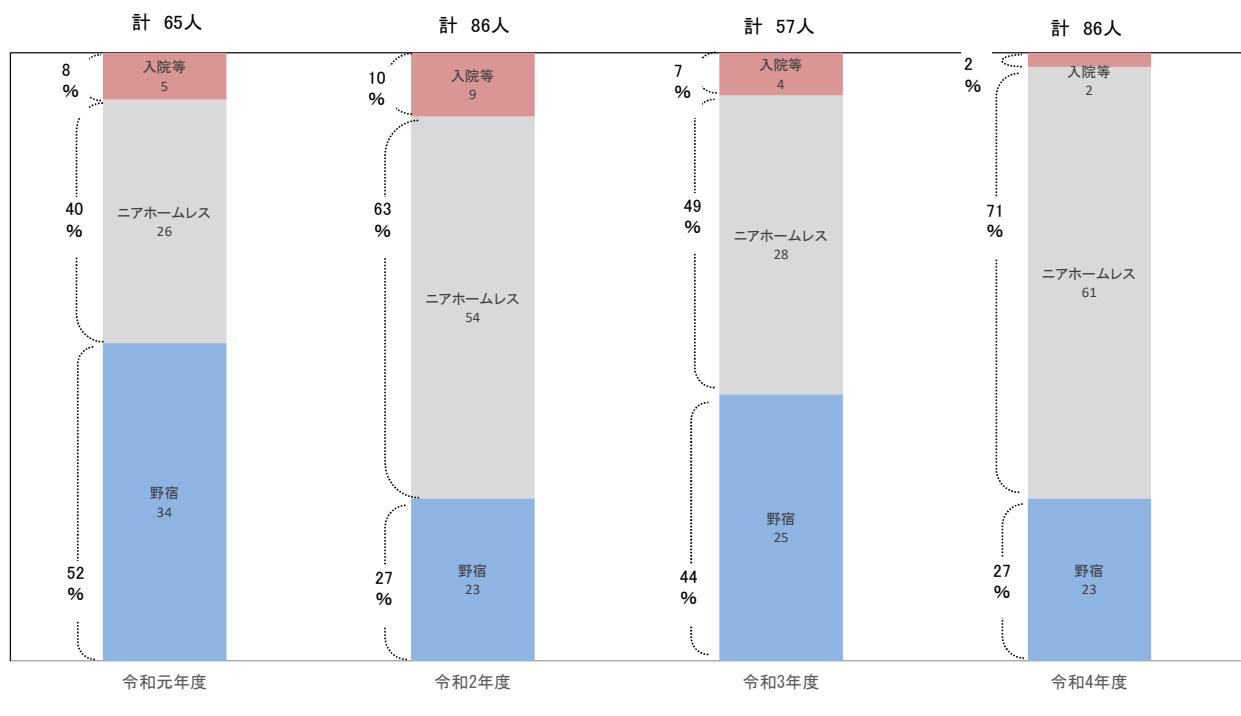
ホームレスの就労意欲(仕事をして自立したい者)の推移 E 図



■仕事をして自立したい □福祉を利用したい □わからない等

※面接聴取修了者の回答による。

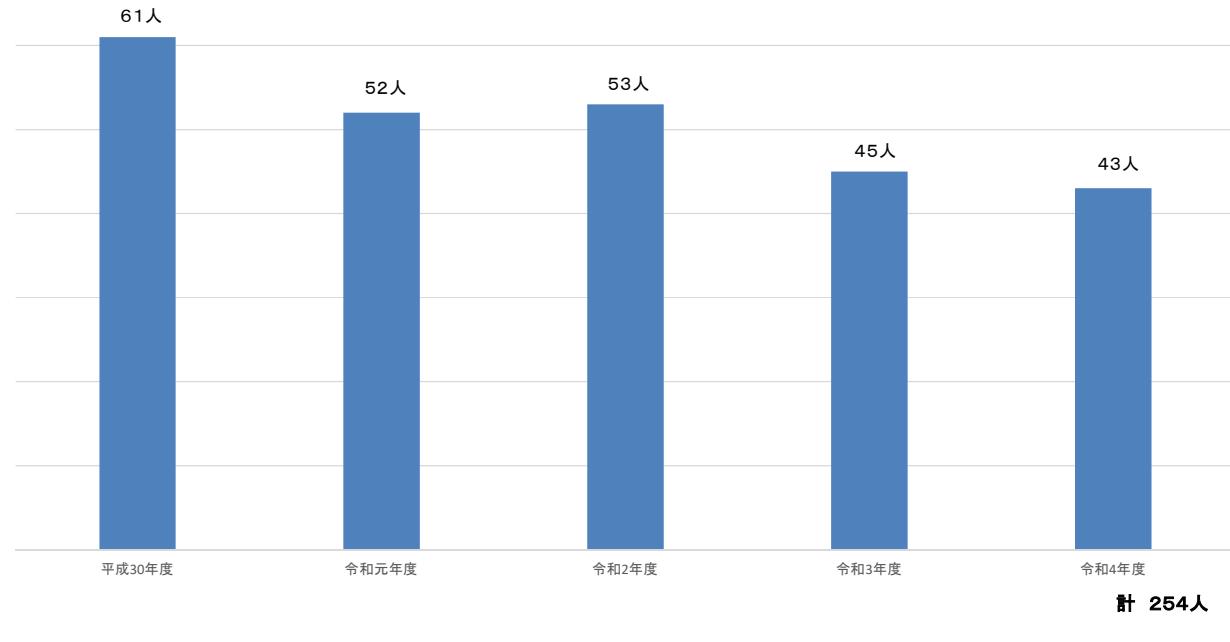
巡回相談新規相談者数 F 図



■野宿 ■ニアホームレス ■入院等

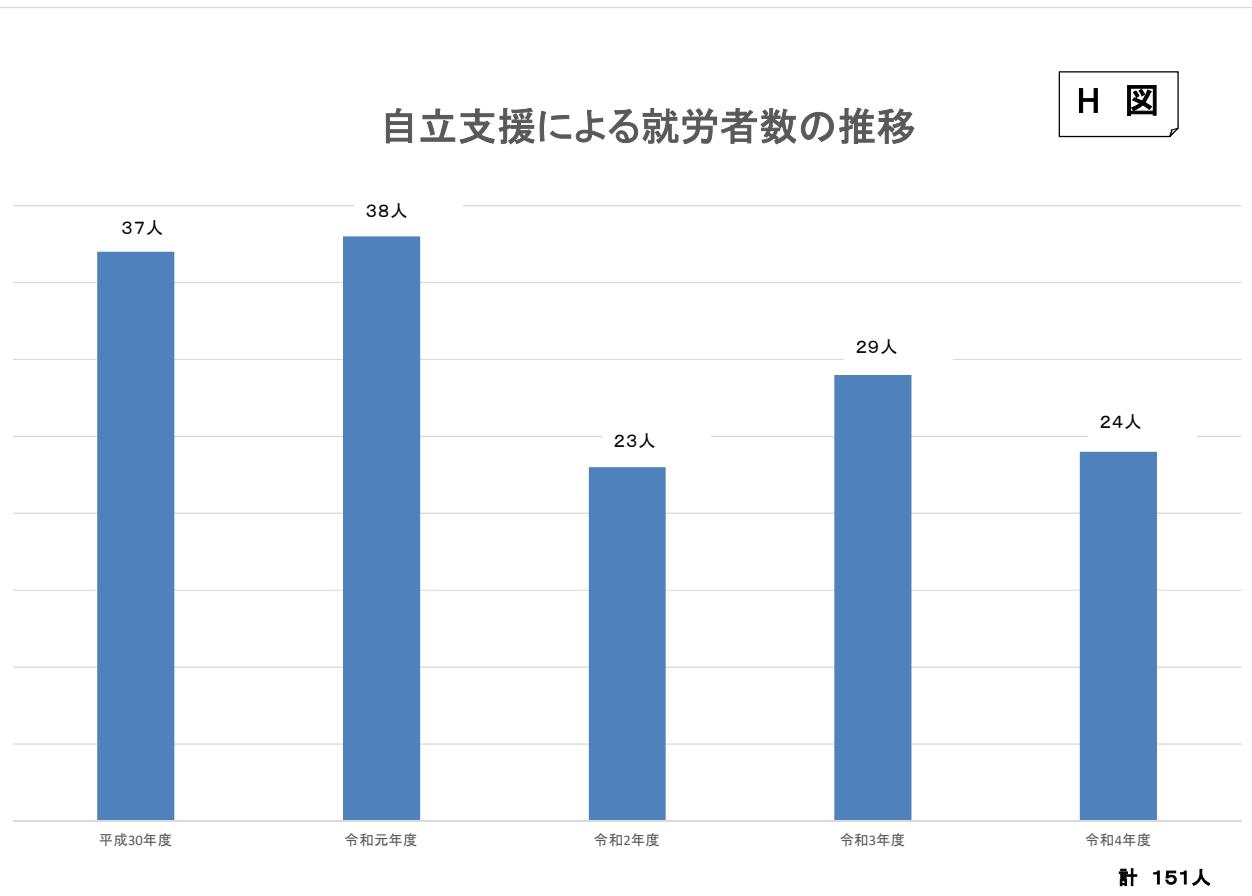
G 図

自立支援センター入所者数の推移



H 図

自立支援による就労者数の推移



第2 個別施策

I 自立支援センターを中心とした自立支援施策と巡回相談の実施

1 自立支援センターを中心とした自立支援施策の実施

ホームレス対策の中心的施策として、「自立支援センター」を活用し、生活相談や就労支援など、ホームレス自立支援施策を着実に実施する。

(1)自立支援センターの活用

ホームレス対策の中心的施策として「自立支援センター」を活用し、ホームレスの生活相談や就労支援による自立を支援する。また、高齢者や被災者、年末年始などの大型連休において、関係機関と連携し、必要に応じ、自立支援センターへの緊急入所を行う。

名称：ホームレス自立支援センター北九州 設置場所：小倉北区大門

なお、「実施計画」(第5次)期間中に自立支援センター建物の老朽化や不安定居住者への新たな支援手法の課題等を踏まえ、借り上げ民間住宅の活用など新たな支援手法への見直しを検討する。

(2)日常生活上必要なサービスの提供及び保健医療の確保

自立支援センターの入所者に対し、宿所(個室)の提供、食事の提供、入浴、その他日用品の支給など日常生活に必要なサービスを提供する。

また、入所時の健康診断をはじめとして、医師・看護師・臨床心理士を配置し、定期的な医療相談・健康相談を行うほか、入所者に必要な医療等を確保する。

(3)生活相談における支援

社会生活に必要な生活習慣を身につけるため、自立支援センターに生活相談指導員を配置する。生活相談指導員は、きめ細かな指導援助を行うとともに、住民登録、居住場所や生活用品の確保その他自立阻害要因を取り除くための援助や指導を行う。

衣類等の生活用品の確保に当たっては、市民や各種民間団体に対して協力を求める。

(4)自立支援プランの策定

ホームレスの生活実態や健康状態、路上(野宿)生活までのいきさつ等は個々の状況により異なるため、入所時には、過去の生活状況、親族等の把握や共同生活を行う上で必要なガイダンスを行うとともに、入所者の生活歴や健康状態、精神状況、障害や性自認等、個々の状況に応じた自立支援プランを策定する。

ア 早期自立の促進と福祉制度の積極活用

自立支援プランの策定に当たっては、個々の状況に応じたきめ細かな期間設定に努めるとともに、可能な限り早期の自立を促す。

さらに、就労支援に限らず、福祉制度の利用についても十分に検討する。関係機関と連携し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等や障害サービス受給者証の取得により障害福祉サービスの利用につなげ、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用など、個々の状況に応じたきめ細かな対応により、入所者の特性に沿った支援を行い、自立を支援する。

イ 精神保健分野などアセスメントの充実

当初のアセスメントの充実に努め、特に、知的障害や精神疾患が疑われる方に対応できるよう、精神科医・臨床心理士を積極的に活用する。

(5)自立支援センターの特色を活かした就労支援

自立支援センター内に常設設置している公共職業安定所就労支援窓口の特性を活かし、入所者の早期自立、生活の安定を目指し、就労支援を着実に行う。

就労支援に当たっては、自立支援プランに基づき、公共職業安定所就労支援窓口との密接な連携のもとに、職業相談員と生活相談指導員が協働し、きめ細かな職業相談等を行う。

また、自立支援センターにおいて、職場で必要とされる技能・資格を習得させ、就労機会の確保を図るとともに雇用の常用化促進を図る国の技能講習事業を実施し、自立に向けた支援を行う。

(6)求人情報の収集や提供及び職業相談

小倉公共職業安定所の協力により、同所の就業開拓推進員を活用し、ホームレスの就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の入手に努め、求人情報の提供等を適宜行う。

また、自立支援センター退所者についても、必要に応じて相談を受けるなど、就労支援を行う。

(7)一般就労が困難な者に対する就労支援

就労経験が乏しい、コミュニケーション能力に課題を抱えているなど、直ちに一般就労が難しい場合は、就労準備支援事業の活用やNPO等の民間団体と連携した支援付きの就労体験や事業所での軽易な作業機会の提供、公園清掃ボランティアなどを実施し、地域社会とのつながり等の経験を積み、本人の特性にあつた就労に向けて支援する。

2 巡回相談の実施

ホームレスの起居する場所等を巡回し、直接面接して、生活相談や健康相談を行うとともに、社会生活への復帰意欲を喚起し、自立支援センター入所などのホームレス自立支援施策につなげる。

(1)巡回相談の実施

ホームレスの起居する場所等を巡回し、これらの者に直接面接して、生活相談・健康相談等を行うとともに、個々のホームレスの実態を把握するため、自立支援センターに巡回相談指導員を配置する。

巡回相談指導員は、自立支援センターへの入所案内、帰郷のための援助、必要に応じて福祉制度の活用や各種社会福祉施設への入所案内等必要な助言を行う。

(2)巡回相談指導による社会生活への復帰意欲の喚起

路上(野宿)生活の長期化等から、一般社会生活への復帰意欲を失った者や一般社会生活から逃避している者に対しては、精神状況、障害状況や性自認等人権に配慮した上で、早期の段階で、粘り強い巡回相談指導を通じて社会との接点を確保し、社会生活に復帰させるように努める。

(3)地域住民等との連携・協力

巡回相談指導においては、地域住民や地域団体、福祉事務所、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の関係機関からの情報提供などが重要であり、情報には即応して連携するなど、地域住民等の連携・協力を得た相談活動に努める。

(4)ホームレス台帳の整備と相談拒否者等への対応

巡回相談指導員は、相談者に対する総合的・継続的な相談・支援が行えるよう、相談者の生活状況等を記録したホームレス台帳を整備する。

また、巡回相談指導に応じないホームレスに対しても、巡回相談指導員は、人間関係の形成のため粘り強い説得を行い、社会との接点となるよう努めるとともに、個々の事情の把握に努め、ホームレス台帳への登載に努める。

3 退所者に対するアフターケアの実施

退所者の再路上化を防ぐため、地域の関係機関との連携を図りながら、アフターケアや職業相談事業等を積極的に行う。

(1)退所者に対するアフターケアの実施

ア 退所者相談員の配置

自立支援センターの退所者に対し、再び路上(野宿)生活に戻ることのないよう支援を行うため、退所者相談員を配置し、アフターケアを行う。

退所者相談員は、退所者への支援が途切ることがないよう、各種相談に応じるとともに、民生委員・児童委員、福祉事務所、地域包括支援センター、居住支援法人等の関連機関と連携しながら、生活上の助言・指導を行い、自立に向けた支援を行う。

イ 退所者の対するアフターケア

退所者相談員は、利用期間中に就労できなかった者に対し、処遇の確保(他施策や福祉制度へのつなぎ)にも努め、自立支援センター内に設置している公共職業安定所就労支援窓口と連携し、求人情報の提供、職業相談や就労支援相談、必要に応じて、技能講習事業を受けるなど、自立に向けた支援を行う。

(2)再入所

退所後、再ホームレス化した者の再入所についても、本人の意欲・能力や置かれた状況を勘案し、再入所を許可し、必要に応じた支援を行う。

4 保健及び医療の確保

(1)適正な医療等の確保

巡回相談や区役所における各種相談、地域住民や地域団体からの相談を通じて、援助を必要としているホームレス等の把握につとめ、健康相談、保健指導等を行う。

医療や介護の支援が必要なホームレス等を発見した場合、適切な支援を受けられるよう無料低額診療事業や生活保護の適用を行うなど、医療・介護機関や福祉事務所との連携を行う。

(2)結核対策

ホームレスは厳しい生活環境の中で結核を発病しやすい状況にある。そのため、必要に応じて、保健所などの関係部署や医療機関等と連携を図り、結核検診や服薬指導を実施するとともに、治療への相談・支援を行う。

(3)こころのケア

ホームレスは路上(野宿)生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合があるため、自立支援センターに入所したホームレスのこころのケアを、精神科医や臨床心理士等を活用して実施する。

また、巡回相談指導員は、関係機関と連携し、必要に応じて面接・訪問を行い、必要な福祉制度を活用する。

5 生活保護法による保護の実施等

(1)医療機関に緊急搬送された場合の生活保護の適用

病気等により、急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、医療機関等との連携を図り、早急に実態を把握した上で、各福祉事務所や自立相談支援機関等の関係機関と連携し、生活保護による適切な保護の実施に努める。

(2)ホームレスの抱える問題・状況を把握し適切な保護を実施

ホームレスの抱える問題・状況(精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等)を十分に把握した上で、自立に向けた指導援助の必要性を考慮し、各福祉事務所や自立相談支援機関等の関係機関と連携し、適切な保護を実施する。

(3)居宅生活が困難な者への対応

ホームレスの状況(精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力等)からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、救護施設、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊所及び医療機関等において保護を行う。

この場合、各福祉事務所や自立相談支援機関等の関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

(4)居宅生活が可能であると認められる者への対応

居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業機会の確保等の必要な支援を行う。

6 その他必要な事項

(1)女性のホームレス等や性的マイノリティのホームレス等への対応

巡回相談指導員や関係機関は、女性のホームレスに対して、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談所など県の関係機関とも十分に連携して対応する。さらに配偶者等からの暴力によりホームレスになることを余儀なくされた者については、関係機関と連携し、一時的な居住の確保や相談支援等の必要な支援を行う。

また性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援や自立支援を行う中で、個々の事情について配慮を行う。

(2)ホームレスとなるおそれがある者(不安定居住者等)への対応

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者(不安定居住者等)に対して、各福祉事務所や自立相談支援機関、自立支援センター等にて積極的に相談を受け付けるほか、地域においては民生委員・児童委員や地域団体等の関係機関と連携しながら、路上(野宿)生活に至ることのないように支援する。

特に、現在、把握が困難なネットカフェや知人宅等を行き来している不安定居住者については地域の実情に詳しい民生委員・児童委員や各福祉事務所や自立相談支援機関、地域包括支援センター等をはじめとする関係機関と自立支援センターが密接に連携し、情報交換や情報共有を行う必要がある。そのため、地域においては不安定居住者を把握した場合は、自立支援センターへの情報提供を行うことができるように、関係機関等への定期的に周知を行う。

また、北九州市ホームレス自立支援推進会議等を活用した連絡体制の構築や情報交換等を行い、不安定居住者等を必要な支援につなげる。

II 地域で取り組むホームレス自立支援

1 生活の安定に向けた包括的支援の着実な実施と重層的支援体制整備事業との連携

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含めて、生活困窮者自立支援事業による早期かつ包括的な支援を着実に推進する。
また、令和5年度から移行準備事業が実施される重層的支援体制整備事業との連携を図る。

(1)自立支援センターにおける総合相談窓口

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者からの相談を受け付ける常設の相談窓口を自立支援センターに設置し、生活全般の相談だけではなく、多重債務等についても積極的に相談に応じ、法テラス等の同行支援等の債務整理等に関する支援を行う。

併せて、市民からのホームレス情報を受け付ける窓口としても活用し、必要に応じて巡回指導を実施し、相談・支援を早期に行い、必要に応じて地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援機関等への相談を促す。

さらに、地域においては地域の実情に詳しい民生委員・児童委員や地域団体等の関係機関と連携しながら、路上(野宿)生活に至ることのないように配慮する。

(2)生活困窮者自立支援事業の積極的活用

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者からの相談を受けた場合や地域団体や関係機関から連絡を受けた場合、個々の状況に応じて、生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所等で実施している生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労支援準備事業、居住支援事業等)の活用を促し、早期に支援に結び付け、自立を支援する。

(3)関係機関との連携強化

ホームレスは様々な問題を抱えているため、個々の具体的な問題の解決が図れるよう、相談内容に応じて各関係機関(各区役所相談コーナー、各福祉事務所、自立相談支援機関、法律人権相談など)との密接な連携に努める。

自立支援センターや巡回相談指導員と地域の実情に詳しい民生委員・児童委員や地域団体等の関係機関や福祉事務所等とは、密接な連絡のもとで、自立支援センターへの入所の検討、社会福祉施設への入所案内、その他福祉施策の活用に関する助言等、具体的な助言・指導を行う。

(4)重層的支援体制整備事業の活用

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者の中には、福祉制度のはざまに陥っている複雑・複合的な課題を持つ者が一定数存在している。

そのため、属性を問わない相談体制や多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた包括的支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を活用し、関係機関で状況共有を行うとともに、生活の安定や居住に関する支援を行う。

2 関係団体との連携による安定した居住場所の確保

安定した居住を確保するための入居支援等に際しては、居住支援法人や北九州市居住支援協議会との連携を図る。

(1)居住支援法人及び北九州市居住支援協議会との連携

自立支援センター等において、低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に際して、必要となる保証人が確保されない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、北九州市居住支援法人や北九州市居住支援協議会との連携を推進する。

※居住支援法人：住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進法第40条に規定する法人）に基づき、居住支援を行う法人。

※居住支援協議会：住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、市住宅部局、福祉部局、不動産関係団体、居住支援法人が連携して設立された協議会。

(2)保証人確保に関する支援

賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人については、NPOが保証人を紹介する「保証人バンク」や保証協会を活用する。保証協会の加入料については、生活保護制度等により支援する。

(3)施設入所者等の支援

知的障害や精神障害のある人や高齢者については本人の状況に応じた施設への入所を支援するとともに、市営住宅の優先入居制度などを紹介する。

また生活面や金銭管理等が必要で1人暮らしが困難な高齢のホームレスに対しては、養護老人ホーム等社会福祉施設への入所を支援する。

3 ホームレス問題への理解促進と人権の尊重、市民や関係団体との連携

(1)関係団体へのホームレス問題理解促進

地域、地域団体などの関係団体への研修や会報等を通じ、法の趣旨について周知を図り、ホームレス問題への理解を促進する。

(2)ホームレスへの暴力や嫌がらせ等の事案に即した適切な対応

市民や関係団体からの通報や人権相談等を通じて、ホームレスに対する通行人からの暴力・嫌がらせ等の事案を認知した場合には、警察署など関係機関と連携・協力して、事案に即した適切な解決を図る。

(3)自立支援センター入所者の人権の尊重と尊厳の確保

自立支援センターにおいても、入所者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努め、入所者に対して自立の支援や指導を行う生活相談指導員等関係職員への適切な指導・研修を実施する。

(4)ホームレス自立支援推進協議会

地域の実情に詳しい市民団体や地域団体、民生委員・児童委員、NPO等が参加するホームレス自立支援推進協議会において、ホームレスの実情や個々の問題を把握し、ホームレス対策に関する協議・調整を行う。

(5)NPO法人等の民間団体との積極的協働

自立支援センターの管理運営など、ホームレスに対し市が行う各種の施策については、NPO法人、社会福祉協議会等の民間団体のノウハウを活用し、積極的な協働を図る。

4 公共施設の適正な利用の確保

(1)公共施設巡視活動の実施

公園その他の公共施設の適正な利用が妨げられる事態を防止するため、道路、公園、河川、高速道路高架下、港湾等の公共施設の管理者において、巡視、物件の撤去指導等を行う。(なお、福岡県管理の河川等については、福岡県と連携して対応する。)

(2)巡視活動と自立支援センターとの連携

公共施設管理者の巡視活動等においては、巡回相談指導をはじめとする自立支援センターの活動との連携を図る。

特に、河川増水等の災害時においては、ホームレスに被害が及ばないよう、早急に対応する。

(3)法令の規定に基づく監督処分等

必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置を行う。

(なお、福岡県管理の河川等については、福岡県と連携して対応する。)

第3 ホームレス自立支援施策の推進体制

○ 民間団体及び行政等で組織された組織

「北九州市ホームレス自立支援推進協議会」

平成16年6月に設置した「北九州市ホームレス自立支援推進協議会」において、自立支援施策の検討、情報交換、ホームレス問題の協議・調整を行っている。

第5次実施計画の策定にあたり、市民・民間団体、地域団体、ホームレス支援団体、福祉団体、行政等で構成する同協議会からホームレス対策に関する意見や提案をいただき、それを踏まえて実施計画を策定した。

北九州市ホームレス自立支援推進協議会構成員名簿

分野	所属・補職名等	氏名
市民・民間団体	北九州におけるホームレス問題解決のための市民協議会呼びかけ人 (北九州市立大学名誉教授)	山崎 克明
地域団体	北九州市民生委員児童委員協議会理事	城田 泰子
	北九州市自治会総連合会副会長	平野 建
	西小倉校区自治連合会会長 (自立支援センター地元代表者)	日高 徹
ホームレス支援団体	NPO 法人抱樸 理事長	奥田 知志
福祉団体	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 地域福祉部長	平野 謙太
行政	小倉公共職業安定所 職業相談第二部門 統括職業指導官	甲斐 敏勝
	北九州市保健福祉局地域福祉部長	名越 雅康

○ 庁内における組織

「北九州市ホームレス対策推進本部」

ホームレス対策に総合的・効果的に取り組むため、関係各局による「北九州市ホームレス対策推進本部」を平成15年5月に設置している。

北九州市ホームレス対策推進本部構成員名簿

本部長	副市長(保健福祉局担当)
副本部長	保健福祉局長
本部員	総務局長
	財政局長
	産業経済局長
	建設局長
	建築都市局長
	港湾空港局長
	小倉北区長
	教育次長
事務局長	保健福祉局地域福祉部長

北九州市ホームレス自立支援実施計画(第5次)

北九州市 保健福祉局 地域福祉部 地域福祉推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093(582)2060

FAX 093(582)2095

e-mail ho-chiikifukushi@city.kitakyushu.lg.jp